

下伊那漁業協同組合 内共第6号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第6号第5種共同漁業権（以下「内共第6号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第6号の内容である次の表のア欄の漁業について、イ欄の漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄のとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うぐい漁業、おいかわ漁業、 かじか漁業、わかさぎ漁業、 にじます漁業、あまご漁業、 いわな漁業	竿釣、たも網、さで網、抄網、待網、踏網、投網	組合員であること。
	刺網、延縄、四手網、釜、箱伏、小型やな、	

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、相続人が組合員となったときは、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	オ 期 間
あゆ漁業	竿 釣	1人1本以内	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。 ただし、友釣以外の漁具漁法は、別に組合が公示する日から12月31日まで。
	たも網 投網 さで網	網目こま12ミリメートル以上。 1人1統以内	
	小型やな	1人1統以内	
こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 にじます漁業 あまご漁業 いわな漁業	竿 釣	1人2本以内	こい漁業 周年 ふな漁業 周年 うぐい漁業 周年 おいかわ漁業 周年 わかさぎ漁業 周年
	投たも さで網 抄待踏 踏網	網目こま12ミリメートル以上。 1人1統以内	
	刺四手 網網	網目こま12ミリメートル以上。 1人1統以内	にじます漁業 あまご漁業 いわな漁業 2月16日から9月30日まで。
	釜 箱伏、延縄	1人2統以内	
	小型やな	1人1統以内	

エ 区 域
<p>内共第6号の漁場の区域のうち、天竜川左岸小渋川と天竜川との合流の中心点と右岸片桐松川と天竜川との合流の中心点を結ぶ線より下流平岡ダムまでの間の天竜川本流及び支流、並びに大鹿村内の小渋川の本支流、並びに天龍村内の早木戸橋橋台下流端から上流の早木戸川本支流及び虫川橋橋台下流端から上流の虫川本支流とし、刺網にあっては、天竜川本流の長静橋より泰阜ダムまでの間及び南宮橋より平岡ダムまでの間。</p> <p>ただし、次の区域は除くものとする。</p> <p>①松川町上片桐地籍内の天竜川の本支流 ②遠山川のうち天龍村平岡折立の折立橋の下流端より上流の本支流 ③天竜川、下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから上流330メートルに至る区域 ④天竜川、下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域 ⑤松川、飯田市上飯田の松川ダムから上流200メートル、下流150メートルに至る区域 ⑥早木戸川、下伊那郡天龍村神原の早木戸発電所取水堰堤から上流100メートル下流100メートルに至る区域 ⑦湯洞沢支流、下伊那郡阿智村智里京平(へブンス園原)遊歩道脇の第1沈砂池上流端より、下流湯洞沢本流との合流点に至る区域 ⑧谷沢川、飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域 ⑨片桐松川、下伊那郡松川町上片桐および大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域</p>

- 2 舟、ボート、いかだ等を使用した遊漁を禁止する。ただし、組合管内に漁船登録済みの舟を所有する者が、その舟を使用して行う漁業を除く。
- 3 氷上での遊漁を禁止する。
- 4 第1項の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

- 第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他内共第6号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。
- 2 理事は、前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(勘案事項)

- 第6条 理事は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。
- (1) その者の当該漁業に対する生活依存度。
 - (2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度。
 - (3) その者の当該漁業の経営能力。

(入会地)

第7条 次表に掲げる区域については、同表に規定する者が漁業権を行使する管理区域とする

区 域	行使する者
1. 天竜川左岸支流小渋川の中心点と天竜川右岸支流片桐松川の中心点を四角形の対角とする天竜川の範囲 2. 片桐松川本支流及び小渋ダムより下流の小渋川本支流	天竜川漁業協同組合及び下伊那漁業協同組合の組合員
1. 遠山川に於ける、飯島発電所放水路の上流地点より遠山川の流れに直角に結んだ線より、下流遠山川と天竜川との合流点の範囲	遠山漁業協同組合及び下伊那漁業協同組合の組合員

(全長制限)

第8条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のもの採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こ い	18センチメートル	に じ ま す	15センチメートル
ふ な	10センチメートル	あ ま ご	15センチメートル
う ぐ い	10センチメートル	い わ な	15センチメートル
お い か わ	8センチメートル		

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、及び魚種別増殖実施量について、前年3月末までに、組合に報告しなければならない。

2 前項の規定は、組合において行使状況を把握している、もしくは直接把握することができる事項においては省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第10条 内共第6号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第6号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は次のとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 金額
よしのぼり漁業	筌	2 統以内	1,500円
あゆ漁業	小型やな	1 統以内	50,000円
こい ふな うぐい おいかわ かじか わかさぎ にじます あまご いわな } 漁業	刺網	1 統以内	3,000円
	小型やな	1 統以内	50,000円

3 徴収時期及び徴収方法は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する処置)

第11条 内共第6号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に対して当該漁業を停止させることができる。

2 内共第6号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可 令和5年12月7日)

内共第6号第5種共同漁業権行使規則

下伊那漁業協同組合

令和6年1月1日 施行